

【EU】域内市場緊急事態及び回復力法の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2024年10月、COVID-19やウクライナ戦争など、近時の緊急事態で得られた経験に基づき、将来的な危機を監視し、その脅威が明らかになったときに、物品、サービス及び人の自由な移動を確保するために発動される体制などを定める規則が制定された。

1 概要

2024年10月9日、「域内市場緊急事態及び域内市場の回復力に関する措置の枠組みを確立し、理事会規則(EC) No.2679/98¹を改正する2024年10月9日欧州議会及び理事会規則(EU)2024/2747(域内市場緊急事態及び回復力法)」²(以下「2024年規則」)が制定された。当該規則は、全7章48か条から成り、2026年5月29日から適用される(第48条³)。

2 2024年規則の主な規定

(1) 目的

2024年規則は、危機が域内市場に及ぼす影響について効果的に予測し、準備し、対応するための調和のとれた措置の枠組みを確立するものである(第1条)。「危機」とは、EU域内外で発生し、域内市場の機能に重大な悪影響を及ぼすか、その可能性があり、物品、サービス、人の自由な移動を混乱させ、又はそのサプライチェーンの機能を混乱させる、例外的で予期しない突然の自然の又は人為的な出来事であって、異常な性質及び規模のものを指す(第3条)。

(2) 域内市場緊急事態及び回復力会議(Internal Market Emergency and Resilience Board)

域内市場警戒体制及び域内市場緊急体制(後述)等に関して、欧州委員会(以下「委員会」)に対して支援し、助言を行うなどの任務を持つ機関として、「域内市場緊急事態及び回復力会議」(以下「会議」)を設置する(第4条)。会議は各加盟国と委員会の代表者で構成され、議長は委員会の代表者が務める。欧州議会の代表者は、常時オブザーバーとして参加する。

(3) 域内市場警戒体制(Internal market vigilance mode)

①定義:域内市場警戒体制とは、直近6か月以内に域内市場の緊急事態にエスカレートする可能性のある危機の脅威に対処するための枠組みを指す(第3条)。②手続:委員会は、会議の意見を考慮して、上述の対処が必要と判断した場合、EU理事会(以下「理事会」)に対し、域内市場警戒体制の発動を提案する(第14条)。理事会は、その実施法により、当該体制を発動することができる。実施法には、発動期間(最長6か月)のほか、関係する極めて重要な物品及びサー

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。

¹ 加盟国間の物品の自由な移動に関する域内市場の機能に関する1998年12月7日の理事会規則(EC)No.2679/98(Council Regulation (EC) No 2679/98 of 7 December 1998 on the functioning of the internal market in relation to the free movement of goods among the Member States, OJ L 337, 12.12.1998, p.8-9. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/1998/2679/oj/eng>>)

² Regulation (EU) 2024/2747 of the European Parliament and of the Council of 9 October 2024 establishing a framework of measures related to an internal market emergency and to the resilience of the internal market and amending Council Regulation (EC) No 2679/98 (Internal Market Emergency and Resilience Act) (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/2747, 8.11.2024. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/2747/oj>>

³ 以下、条名は全て2024年規則のものである。なお、同規則の施行日は、2024年11月28日である。

ビス⁴の一覧や、講じるべき警戒措置が含まれる。脅威が継続している場合、理事会は、当該体制を1回につき6か月を超えない範囲で延長することができる（第15条）。③警戒措置：当該体制が発動された場合、極めて重要な物品等のサプライチェーン並びに当該物品等の生産及び供給に関する人の自由な移動を対象とした、加盟国による監視等の警戒措置が採られる（第16条）。

（4）域内市場緊急体制（Internal market emergency mode）

①定義：域内市場緊急体制とは、域内市場に重大な悪影響を及ぼす危機であって、(i) 物品、サービス及び人の自由な移動を著しく混乱させるか、(ii) そのような深刻な混乱が各国の異なる措置の対象となっている、又は対象になる可能性がある場合において、サプライチェーンの機能を著しく混乱させるものに対処するための枠組みを指す（第3条）。②手続：委員会及び理事会は、当該体制の発動に当たり、具体的かつ信頼できる証拠に基づき、危機が物品、サービス又は人の自由な移動に対する障害を生じさせ、域内市場における重要な社会的機能又は経済活動に影響を及ぼすか否かを評価するものとする（第17条）。その際、委員会等は、各加盟国の連絡調整部門から通知された「重大な事件」（域内市場及びそのサプライチェーンの機能を著しく混乱させるか、その可能性のある事件）の数など、所定の指標を考慮するものとする。域内市場緊急体制の発動手続及び発動期間等は、域内市場警戒体制の場合とほぼ同様である（第18条）。理事会は、その実施法により、危機関連物品若しくは危機関連サービス⁵（以下「危機関連物品等」）又はその両方の一覧を採択することができる。③物品等の自由な移動を促進するための規定：加盟国は、域内市場緊急体制の際に、物品等の自由な移動を制限する措置を探ることができるが、(i) 当該措置は時間的な制約が設けられなければならない、(ii) 危機関連物品等のEU域内における輸出禁止等は認められないとの制約が設けられている（第21条）。

（5）域内市場緊急対応措置（Internal market emergency response measures）

域内市場緊急体制が発動され、危機関連物品等の一覧が作成された場合、次の措置が認められる。①委員会は、当該物品等の深刻な不足又はその差し迫った脅威などの条件を満たすとき、当該物品等のサプライチェーン内の関連事業者に対して、所定の期限内に自発的に特定の情報を提供するよう要請することができる（第26条、第27条）。期限内に事業者から自発的に情報提供が行われない場合等には、委員会は実施法により情報提供を求めることができる。②委員会は、例外的な状況において、事業者が拠点を置く加盟国と協議し、その意見を最大限考慮した上で、EU域内に拠点を置く事業者に対し、危機関連物品の生産又は供給を承諾し、優先するよう求めることができる（第29条）。事業者が、当該要求を明示的に承諾した後に、故意又は重大な過失によりその要求に従わなかった場合、委員会は、当該事業者に罰金（上限は10万ユーロ⁶、中小企業の場合は2万5,000ユーロ）を科すことができる。

参考文献

- Guillaume Ragonnaud, *Internal Market Emergency and Resilience Act (IMERA)*, European Parliamentary Research Service (EPRS), 2024.2.26. <[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI\(2023\)739338](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2023)739338)>

⁴ 極めて重要な分野における域内市場及びそのサプライチェーンの適切な機能を確保するために重要な社会的機能又は経済活動の維持において、他のもので代替させることが不可能な（non-substitutable, non-diversifiable）又は不可欠な物品又はサービスであって、当該実施法に列挙されるものをいう（第3条）。

⁵ 域内市場及びそのサプライチェーンの適切な機能を確保するために重要な社会的機能又は経済活動の維持において、他のもので代替させることが不可能な又は不可欠な物品又はサービスであって、危機への対応に不可欠と考えられ、かつ、理事会が採択した実施法に列挙されるものをいう（第3条）。

⁶ 1ユーロは約162円である（令和7年3月分報告省令レート）。